

配偶者からの暴力でお悩みの方

DV(ドメスティック・バイオレンス)事案は、早い段階で警察や配偶者暴力相談センター等信頼のできる相談窓口にご相談することが大切です。

配偶者からの暴力

DV(ドメスティック・バイオレンス)は配偶者からの暴力です。

配偶者とは

- ・ 男性, 女性を問いません
- ・ 婚姻関係にある夫婦だけでなく, 内縁・同棲関係を解消した場合も含まれる場合があります。

暴力とは

- ・ 身体的暴力のみならず, 精神的・性的暴力も含まれます。
- ・ 離婚後に引き続き暴力を受ける場合や内縁・同棲関係を解消した後に引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

相談窓口

兵庫県飾磨警察署

079-235-0110(代)(24時間受付)

兵庫県警察ストーカー・DV相談電話

TEL.078-371-7830(24時間受付)

姫路市DV相談支援センター

受付時間:午前8時50分から午後5時20分(月曜日から金曜日まで。但し, 祝日・年末年始を除く)

TEL. 079-221-1532

Fax 079-221-1534

男女共同参画推進センターあいめっせ

・電話相談(随時)079-287-0801

火曜日 午前10時00分から午後4時00分まで

水曜日・金曜日 午前10時00分から午後6時00分まで

・面接相談(予約制)079-287-0807

火曜日・木曜日・土曜日 午前10時00分から午後4時00分まで

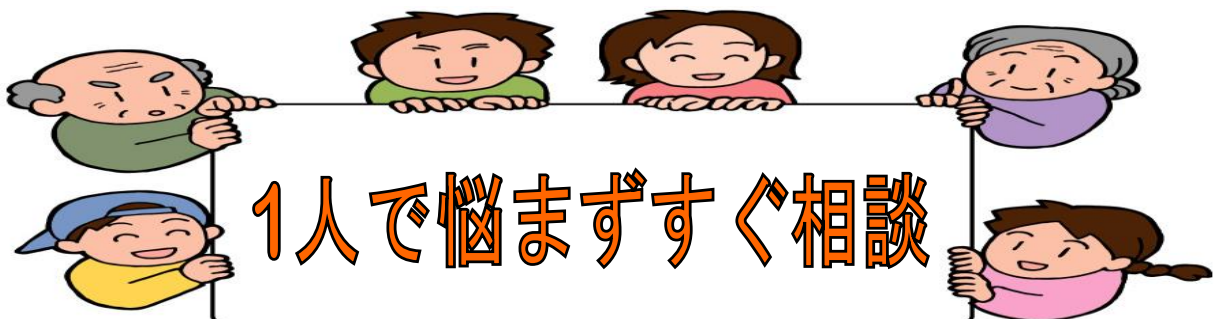
水曜日・金曜日 午前10時00分から午後6時00分まで

内閣府 DV相談プラス(<https://soudanplus.jp>)

TEL.:0120-279-889(24時間受付)

メール相談:24時間受付

チャット:午後0時00分から午後10時00分



一人で悩まずすぐ相談